

健康保険証の新規発行は令和6年12月2日に終了

マイナ
保険証

始まっています！

医療機関の受診はマイナ保険証で！



マイナ保険証のメリット

マイナ保険証を利用するメリットは大きく分けて2つ！

安心

よりよい医療が受けられる！

たとえば…

健診や診療の情報を医師と共有できるため、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。

※本人の同意なく情報が共有されることはありません。

便利

各種手続きが便利・簡単に！

たとえば…

医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了します。

令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。発行済みの健康保険証については、令和7年12月1日まで従来通り使用できるよう、経過措置が設けられます。

なお、マイナ保険証をお持ちでない方等については、資格確認書等を用いて医療機関等を受診することも可能です。

令和6年12月2日以降の医療機関等への受診方法（窓口への提示物一覧）



マイナ保険証

- マイナンバーカードの取得が必要です。
- マイナンバーカードを保険証として利用するには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。



健康保険証

- 令和6年12月2日以降新規発行を終了します。
- 退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。



資格確認書

- ◆新規加入者
 - 令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方等に発行します。
- ◆既存加入者
 - 令和7年9月以降、マイナ保険証をお持ちでない方等に発行します。
 - 発行時期によって有効期限は4～5年になります。



資格情報のお知らせ

- ◆新規加入者
 - 令和6年12月2日以降、資格取得時に送付します。
- ◆既存加入者
 - 令和6年9月に送付します。(裏面参照)
 - 受診時にはマイナンバーカードと一緒に提示いただく必要があります。
 - マイナポータルでの健康保険証の資格情報画面(スマホ)でも代用可能です。

マイナンバーカードの保険証利用登録には以下の方法があります。

スマホで簡単！



マイナポータル



受診時に簡単にできます！

医療機関窓口のカードリーダー



カードをかざし、4ケタの暗証番号を入れるだけ！

セブン銀行ATM



市区町村の窓口

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告や給付の申請にもご活用いただけます。

「資格情報のお知らせ」をお送りします。

協会けんぽでは、安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者個人ごとの**資格情報のお知らせ**と**加入者情報（マイナンバーの下4桁）**を送付させていただきます。✧
ご自身のマイナンバーと一致しているかご確認いただき、一致していない場合は協会けんぽまでご連絡をお願いします。✧

送付対象となる方は？

国の方針に基づき、**令和6年9月（※）に全加入者に対し**記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報✧が記載された「資格情報のお知らせ」を送付します。✧

（※）令和6年6月10日（月）以降に加入された方については、令和7年1月下旬ごろに発送予定です。✧

送付物のイメージ

（記号）12345678 （番号）1234567
（保険者氏名）協会 太郎 様
（受取者氏名）協会 太郎 様

お問い合わせセンター
0120-000000-000000-00
〒123-4567
東京都〇〇区〇〇番 〇-〇-〇
全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせいたします。※（※は〇か×です）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	12345678	番号	1234567	（符号）	00
氏名	協会 太郎				
性別	男性 50才				
生年月日	平成元年 10月 1日				
資格別名	3割（令和6年〇月〇日開始）				
資格取得年月日	令和2年 1月 1日				
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部				

スマートフォンをお持ちの方は、以下QRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス方法 —



マイナ保険証の読み取りができない等の場合については、スマートフォンの資格情報照会マイナ保険証とともに医療機関等の受付で受診いただくことができます。（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書でマイナ保険証とご自身の健康保険の資格情報を照会することができます。ぜひご利用ください。）

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次のとおりです。（12桁の数字のみ表示）。方が、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号（マイナンバー）と一致していない場合は、保険者までご連絡ください。

***** 6825

1

個人番号の表示

記号 12345678 番号 1234567 符号 00
氏名 協会 太郎
生年月日 平成元年 10月 1日
資格取得年月日 令和2年 1月 1日
保険者番号 12345678
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

左を切り取ってご利用いただくことができます。
（このお知らせのみでは受診できません）



1 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。
点線で切り取って大切に保管ください。

給付金等の申請時に！

健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に！

オンライン資格確認システムを導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。

2 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーを把握できていない場合、記載しておりません。



マイナ保険証の制度や使用方法について動画で案内しています。二次元バーコードからご覧ください。



よくある質問

【送付される「資格情報のお知らせ」について

Q：送られてくる「資格情報のお知らせ」のみで病院の受診はできますか？

A：できません。

オンライン資格確認の対象外の医療機関受診時はマイナ保険証と一緒に提示する必要があります。

Q：すでにアヴァンティスタッフは契約終了して社会保険の保険証は返却しているのに送られてきました。

「資格情報のお知らせ」は返却するのですか？

A：返却は不要です。ご自身で廃棄いただいて結構です。

Q：最近、扶養に入れた家族の「資格情報のお知らせ」が届かない。いつ送られてきますか

A：令和6年6月中旬以降に扶養の増減があった方で、今回の送付で届いていない場合は令和7年1月下旬協会けんぽより発送される予定です。

Q：送られてきた書面のことで問合せしたい。

A：協会けんぽでは、問合せ先として専用のコールセンターが設置されます。

「マイナ保険証」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するご質問は、下記までお問合せください。

【協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル】

●電話番号● 0570-015-369（ナビダイヤル） ※令和6年9月2日より

●受付時間● 平日8：30～17：15（土日祝日年末年始を除く）

※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問合せ先は、国のマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にお願いします。

【医療機関での受診】

Q：マイナ保険証の利用登録をする予定がない。今後はどうやって病院受診したらいいですか？

A：発行済みの保険証については令和7年12月1日まで従来とおり使用できる経過措置が設けられます。

マイナ保険証をお持ちで無い方については、「資格確認書」が令和7年9月以降に発行されます。

この「資格確認書」を提示することで病院受診が可能です。

注）契約終了等で社会保険の資格を失った場合は、保険証・「資格確認書」ともに使用することはできません。

Q：窓口で保険証と一緒に持参していた「高齢受給者証」はどうなりますか？

A：マイナ保険証の利用登録されている方は、窓口持参が不要となります。